

白石町地域公共交通計画 (抜粋)

令和8年3月

3-5.コミュニティ交通(あいのりタクシー)の概要

3-5-1.運行概要

あいのりタクシー福富線は、道の駅しろいし～牛津駅間を8往復/日運行しています。

運賃は1乗車200円の均一運賃で、1駅のみ移動する場合は100円となっています。また、2,000円/11枚の回数券も販売しています。

表 6 あいのりタクシーの路線一覧

路線名	運行形態	キロ程	運行回数	運行曜日※1		料金※2	運行事業者
				平日	土日祝		
あいのりタクシー福富線	路線定期運行	10.8 km	8往復	○	○	200円	(有)橋間自動車

※1 元旦(1月1日)は運休日

※2 1駅のみ移動する場合は100円、回数券の販売(2,000円:11枚)

資料:白石町資料



図 63 あいのりタクシーの路線図

資料:国土数値情報、令和6年都市計画基礎調査、白石町資料、交通事業者HP

7-2. [施策②]あいのりタクシーの運行ルートの見直し

通勤・通学などで重要な役割を担っている広域交通体系を有効活用していくため、普通列車や特急列車が多く停車する JR 江北駅への接続を強化し、白石町に暮らしながら希望する町外への移動できるようなサービスを確保します。

● 施策の背景・必要性

現状で「道の駅しろいし」と「牛津駅」を結んでいるあいのりタクシーの平均利用者数は、概ね 1.0 人/便以下となっており、利用そのものが顕著に低迷しております。また、利用者の乗降場所は「牛津駅」が突出しており、牛津駅周辺には大きな商業施設等は立地していないことなどを踏まえると、鉄道駅への移動が主な利用目的と考えられます。

西九州新幹線の開通に伴い、白石町の広域移動を考える上で重要度が増大した「JR 江北駅」への移動手段の確保について、住民から要望があがっている状況です。

- あいのりタクシーの運行ルートを「道の駅しろいし～牛津駅」から「道の駅しろいし～江北駅」へ見直します。
- 特に、通勤・通学時間帯は普通電車の発着時刻を考慮した運行ダイヤに設定する等、福富エリアと鉄道駅との接続を強化します。

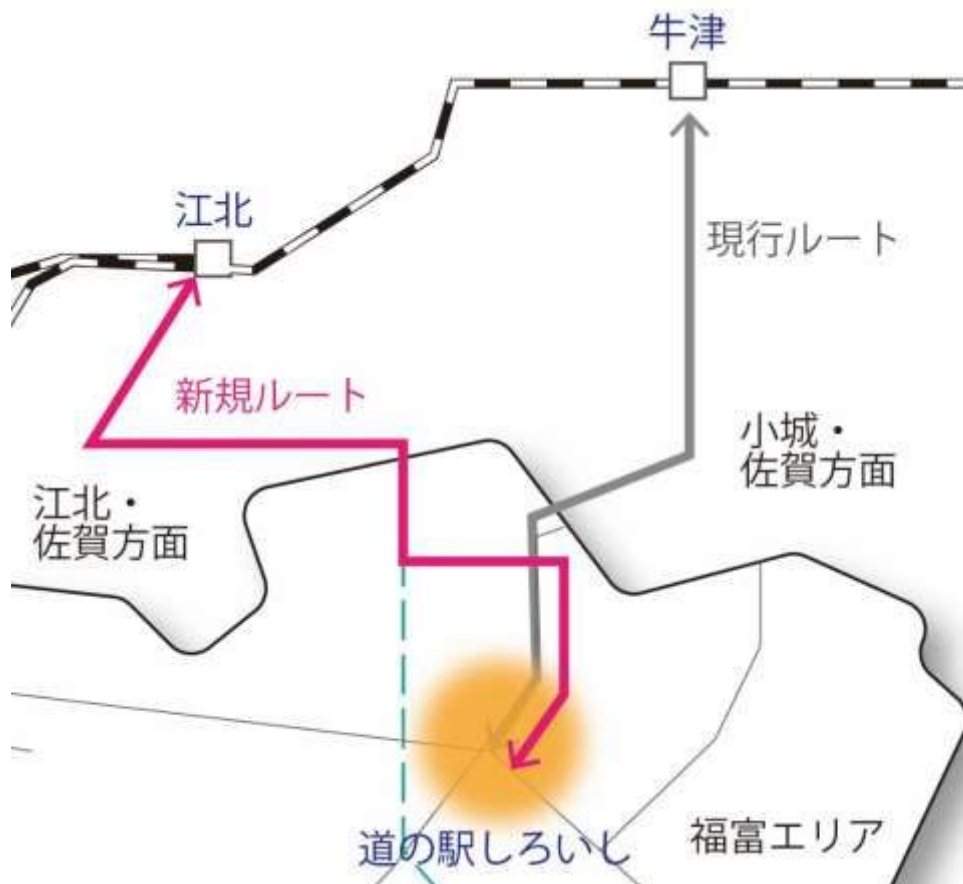


図 98 あいのりタクシーの運行ルートの見直し

表 21 電車の発着時刻を考慮した運行ダイヤ(イメージ)

江北行	あいのりタクシー			JR 江北駅発時刻[普通電車]	
	道の駅しろいし	江北駅		上り(佐賀方面)	下り(武雄方面)
第1便	6:50	7:10	▶	7:20(門司港)	7:26(長崎)
第2便	7:35	7:55	▶	8:11(鳥栖)	8:15(早岐)
第3便	8:20	8:40	▶	8:49(鳥栖)	9:31(早岐)
第4便	11:00	11:20	▶	11:31(鳥栖)	11:47(肥前浜)
第5便	15:00	15:20	▶	15:34(鳥栖)	15:46(肥前浜)
第6便	16:00	16:20	▶	16:30(鳥栖)	16:47(早岐)
第7便	17:00	17:20	▶	17:26(鳥栖)	17:48(諫早)
第8便	17:50	18:10	▶	18:31(鳥栖)	18:16(肥前浜)

※運行ルート・運行便数・時刻は未定。所要時間は暫定的に 20 分で設定。

- [検討・解決すべき課題、留意すべき事項など] -
- ✓ 小城市を通過しなくなるため、小城市との協議・調整が不可欠です。
 - ✓ 江北町を通過するため、江北町内の停留所の設置など、行政の考え方や連携方法などについて調整・検討が必要となります。また、江北駅の駐車場の位置についても民間や行政間の調整・検討が必要となります。
 - ✓ 詳細のルートについては、道路管理者、警察等との調整のもと、安全なルートの設定が必要です。

表 22 施策の実施スケジュールと実施主体等(施策②)

	実施内容	実施主体・役割分担	備考
令和8年度 (2026)	<ul style="list-style-type: none"> • 具体的な運行内容についての検討、利用者への周知 • 江北町・小城市・交通事業者との協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域公共交通会議事務局が主体となり、江北町・小城市と連携しながら検討 • 交通事業者と協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> • 関係自治体等との調整が必要 • 事前に十分な周知が必要
令和9年度 (2027)			
令和10年度 (2028)	<ul style="list-style-type: none"> • あいのりタクシーの運行ルートの見直し • 利用状況などの確認、必要な改善策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> • 交通事業者が運行、町が継続支援 • 利用状況などについては定期的に地域公共交通会議に報告しながら、改善策を検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> • 利用状況などに応じて随時運行内容の見直しを行う「トリガー方式」も検討
令和11年度 (2029)			
令和12年度 (2030)			
令和13年度～ (2031～)			